

本庄市空き家利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住環境の改善及び地域コミュニティの促進のため、空き家を地域資源として活用した魅力ある地域づくりを推進することを目的として、空き家を利活用する者に対し、予算の範囲内において本庄市空き家利活用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則(平成18年本庄市規則第43号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等のうち市内に所在する建築物をいう。
- (2) 改修工事等 空き家の内装若しくは外装に係る工事、空き家と一体となって機能する設備の設置等の改装又は改修をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域コミュニティの促進を図ることを目的とする施設として利用するために空き家の改修工事等を行う事業とする。ただし、営利活動、政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業を除く。

2 前項に規定する事業については、改修後の建物の全部を次に掲げる用途に10年以上継続して活用する事業とする。

- (1) まちづくりの活動拠点施設
- (2) 交流施設
- (3) 体験学習施設
- (4) 教育施設
- (5) 創作活動施設
- (6) 文化施設
- (7) 滞在型体験施設
- (8) 前各号に掲げる用途のほか、補助金の交付をすることが適当であると市長が認める用途の施設

(補助対象空き家)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。ただし、市長が必要と認め

た場合は、この限りでない。

- (1) 市内に存し、1年以上使用のない状態であるもの
- (2) 昭和56年6月1日以後に着工された建築物であるもの。ただし、同日前に着工された建築物であって現に同日以後に着工される建築物に適用される耐震基準による耐震性能が確保されているもの又は補助金により耐震改修工事を実施するものは、この限りでない。
- (3) 国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）と同一の補助を受けていないもの
- (4) 国又は地方公共団体が所有していないもの
(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 補助対象空き家について所有権その他の当該補助対象空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者（以下「所有者等」という。）
 - イ 所有者等の同意を得て補助対象事業を行おうとする者（ウに該当する者を除く。）
 - ウ 補助対象空き家を賃借又は購入しようとする者
- (2) 当該補助対象事業について、市及び国のホームページへの掲載等、事例として紹介されることについて了承できる者。この場合において、補助対象者が前号イ又はウ（補助対象空き家を賃借しようとする者に限る。）に掲げる者であるときは、あらかじめ所有者等の同意を得なければならない。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でない者

(補助対象工事)

第6条 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第9条第1項の規定による補助金の交付を決定した日以降に着工するもの
- (2) 次に掲げる工事のいずれかに該当するもの
 - ア 屋根又は外壁等の外装の改修工事
 - イ 内壁、床又は天井等の内装の改修工事
 - ウ 台所、浴室、洗面所又は便所等の給排水の改修工事
 - エ 電気、ガス、空調又は通信等の設備の改修工事
 - オ 増改築工事（補助対象空き家の全部を建て替えるものを除く。）

カ 耐震改修工事（耐震診断に要する費用を含む。）

キ 用途の変更に伴い法令上必要となる工事

ク その他市長が必要と認める工事

（補助額）

第7条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用に3分の2を乗じた額で、本庄市立地適正化計画（平成30年3月策定）に定める都市機能誘導区域内においては1事業につき100万円を限度とし、その他の区域においては1事業につき60万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、本庄市空き家利活用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

（1） 位置図

（2） 補助対象工事に要する費用の見積書

（3） 現況写真

（4） 登記事項証明書

（5） 事業計画書（様式第2号）

（6） 補助対象空き家の一部を解体する場合は、建築業者の建設業許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第23条第2項の規定による通知の写し

（7） 昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震改修工事を行わない場合は、建築士が作成した耐震診断報告書及び耐震診断を実施した者の建築士免許証の写し

（8） 所有者等の相続人が申請する場合は、所有者等との関係が確認できる戸籍謄本又は除籍謄本

（9） 申請者が法人又は団体の場合は、法人・団体概要書

（10） 申請者が所有者等でない場合は、所有者等全員からの同意書

（11） 申請者が所有者等であって、補助対象空き家に他の所有者等がいる場合は、他の所有者等全員からの同意書

（12） その他市長が必要と認める書類等

（決定の通知等）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び補助金の交付の可否を決定し、本庄市空き家利活用補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要が

あるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

(変更又は中止)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業若しくは補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、速やかに本庄市空き家利活用補助金交付決定変更（中止）申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の内容を承認したときは、補助金の交付の決定を変更し、又は中止し、本庄市空き家利活用補助金交付決定変更（中止）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による変更又は中止を承認する場合において必要があるときは、当初の交付決定内容又はこれに付した条件等を変更することができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに本庄市空き家利活用補助金完了実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 工事完了写真

(3) 工事代金領収書又は請求書の写し

(4) 補助対象空き家の利活用の開始を証明する書類

(5) 耐震改修工事を行った場合は、建築士が作成した耐震診断報告書、耐震改修設計図、工事監理及び現場検査の報告書並びに報告書等を作成した建築士の建築士免許証の写し

(6) 補助対象空き家を賃借又は購入した場合は、賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類等

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、本庄市空き家利活用補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに本庄市空き家利活用補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第9条第1項の規定による交付決定通知書に基づき、

補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(利活用の状況報告等)

第15条 交付決定者は、補助対象事業の開始日から10年間(以下「事業期間」という。)、毎年5月末までに、前年度の当該補助対象事業の活動状況を記載した本庄市空き家利活用活動状況報告書(様式第9号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、交付決定者に対し、当該補助対象事業の事業期間内における実施状況を検査又は調査することができる。

3 前2項の規定による報告又は検査若しくは調査において、建物の用途の変更が認められる場合は、第10条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、本庄市空き家利活用補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定に係る補助対象事業の事業期間内に、補助対象空き家を第3条第2項の用途以外の用途に供した場合若しくは除却した場合又は補助対象事業を廃業した場合

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、その全部又は一部について返還を命ずるものとする。この場合において、補助金の返還を命じる額は、同条第1号又は第3号に該当する場合は全額を、同条第2号又は第4号に該当する場合は、次に掲げる期間の区分に応じて返還額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)を決定し、本庄市空き家利活用補助金返還請求書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(1) 補助対象事業の開始日から1年未満の該当 補助金の全額

(2) 補助対象事業の開始日から1年以上2年未満の該当 補助金の10分の9の額

- (3) 補助対象事業の開始日から2年以上3年未満の該当 補助金の10分の8の額
- (4) 補助対象事業の開始日から3年以上4年未満の該当 補助金の10分の7の額
- (5) 補助対象事業の開始日から4年以上5年未満の該当 補助金の10分の6の額
- (6) 補助対象事業の開始日から5年以上6年未満の該当 補助金の10分の5の額
- (7) 補助対象事業の開始日から6年以上7年未満の該当 補助金の10分の4の額
- (8) 補助対象事業の開始日から7年以上8年未満の該当 補助金の10分の3の額
- (9) 補助対象事業の開始日から8年以上9年未満の該当 補助金の10分の2の額
- (10) 補助対象事業の開始日から9年以上10年未満の該当 補助金の10分の1の額
- (その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第9条に規定する交付の決定を受けた者については、第10条から第17条までの規定は、なおその効力を有する。